

止め装置を取付けて風振れを抑制している。

架空電車線の高さは工作物規程で定められた5m以上を確保するため標準高さとして5,200mmを採用している。しかしながら隧道・線橋・停車場上家ひさしに施設する場合には、施設および建設費の関係から、できるだけその高さを低くする必要があるため、4,550mmまで下げられることになっている。他方車両のパンタグラフの最大許容押上高さから最高高さとして5,500mmまでが許容されている。

またその高さの移り変り目には勾配を設け、電気車の進入時にパンタが電車線の高さに追従できるようにその値を線別に定めている。現規程では本線では $\frac{3}{1,000}$ を標準とし、やむを得ない場合には $\frac{5}{1,000}$ まで、側線にあっては $\frac{10}{1,000}$ を標準とし、やむを得ない場合は $\frac{15}{1,000}$ まで許されることになっている。

つぎに架空電車線はパンタグラフの偏摩耗を防ぐため、一般の直線路においてもある経間ごとに適度に偏位させている。

曲線路における偏位はパンタグラフの集電面がはずれないようにするため、その最高偏位が定められており、現規程では左右300mmとなっている。(佐々木昊幸)

かくうてんしゃせんしきてんきてつどう 架空電車線式電気鉄道 軌道にそってその上空に大地と絶縁して電車線を架設し、これから電気車へ電流を供給する方式の鉄道を称して、架空電車線式電気鉄道という。電車線の標準電圧、電気車へ供給する電流の種類、交流の場合はその周波数等によって種々の分類があり、つぎのようにになっている。

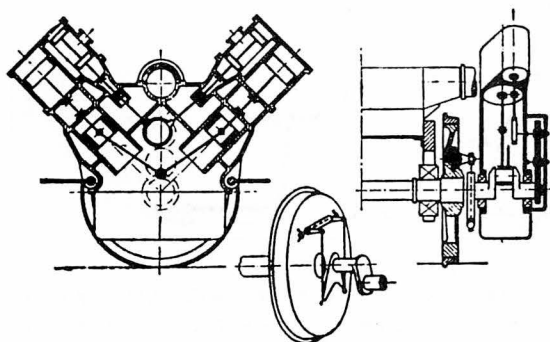
直流式

- 直流低圧式 500V式, 600V式, 750V式
- 直流高圧式 1,200V式, 1,500V式, 3,000V式
- 単相交流式 11,000V・25サイクル式
15,000V・ $16\frac{2}{3}$ サイクル式
20,000V・50サイクル式, 60サイクル式
その他
- 三相交流式 750V・40サイクル式
3,000V・15サイクル式
その他

現在国鉄では直流高圧式1,500Vを標準とし、一部に直流低圧式750Vおよび600Vがある。また最近では単相交流20,000V50サイクル, 60サイクル式を採用している。(佐々木昊幸)

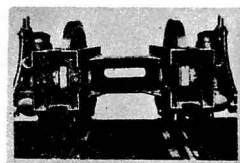
かくじくくどうきかんしゃ 各軸駆動機関車 動輪を連結棒で結ぶかわりに各軸を独立に駆動する機関車。連結棒を使用する駆動方式では抵抗が多く、また動輪1回転中の引張力の変化が大きいうという欠点があり、普通の電気機関車のように各軸

1. 各軸駆動機関車



ごとに原動機を取付けた駆動方式が蒸気機関車にもこころみられている。またLentzの駆動方式は左右動輪を車軸で結ばず各輪駆動のものである。動軸ごとに前後進タービンをもち歯車駆動を行う蒸気タービン機関車もある。(高桑五六)

2. Lentzの各軸駆動機関車



がくせいだんたい 学生団体 国鉄では*指定学校の学生・生徒・児童および幼児または児童福祉法第39条の規定による保育所の児童と、その付添人および教職員(指定学校または保育所において嘱託している医師および看護婦を含む)によって構成された30人以上の団体で、その学校または保育所の教職員が引率するものを学生団体としている。

学生団体旅客が30人以上1団となって発着駅を同じくして旅行する場合で、あらかじめ旅行の行程・乗車船すべき列車・汽船または自動車その他輸送計画に必要な事項を申し出て、国鉄の承認を受けた場合はこれに対して、つぎによって旅客運賃割引の取扱をする。

- 1 割引率 大人3等5割引(自動車線2割引)
小児同3割引(同)

2 付添人 児童・幼児の保護のため認めるものであるから、旅客が10才以下であるとき、または10才以上であっても不具または虚弱であって、国鉄が付添人の必要を認めたときにかぎり付添人の付添を認める。

3 教職員 団体構成員中の教職員は学生団体の属する学校の教職員にかぎるものとする。

4 引率者 学生団体の属する学校の教職員にかぎる。

5 小学生団体の場合における特例 小学校6年生の児童中には例外として、12才以上の年齢に達している者があってもこれを大人扱としない。

私鉄でもほぼ同じ制度をとっている。(平林喜三造)

がくせいりょかくうんちんわりびき 学生旅客運賃割引

学生・生徒・児童および幼児に対して行う旅客運賃割引で、一般には普通旅客運賃に対する割引制度いわゆる「学割」をいう。その他通学定期乗車券の発売、学生団体に対する団体旅客運賃割引も学生旅客運賃割引の範囲に属する。

学生旅客運賃割引制度設定の趣旨は、文教政策助成の一環として行われたものであり、学生・生徒等に対して運賃負担を軽減し、これによって見聞の機会を広め、実地教育に寄与するとともに休暇時の帰省・見学・修学旅行等を容易にしているものである。国鉄で採っている制度はつぎのとおりである。

1 普通旅客運賃の割引

普通旅客運賃の割引の取扱をする者の範囲は、国鉄の指定学校の学生・生徒であって大人にかざられている。なお国鉄の指定した通信教育の学校の学生にあっては、面接授業または試験を行う期間の初日10日前から、終了日の5日後までの期間中についてだけ一般学生生徒と同様の取扱をうける(*指定学校)。

つぎに割引の適用をうける場合の条件にはつぎのようなものがある。

- (1) 乗車船距離 乗車船する区間が普通旅客運賃計算のキロ程において片道101km以上の場合または101kmと運賃同額地帯以上の場合にかぎって適用される。
- (2) 割引等級 割引の対象となる等級は3等にかざられている。
- (3) 旅客運賃割引証の提出 指定学校の学校長の発行する学生・生徒旅客運賃割引証の提出を条件としている。